

昭和四十五年法律第九十号

情報処理の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 電子計算機の高度利用等
第一款 情報処理安全確保支援士等	第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等
第二款 情報処理技術者試験（第二十九条）	第二節 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）
第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）	第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第三十条・第三十七条）
第四章 独立行政法人情報処理推進機構	第四章 独立行政法人情報処理推進機構
第一節 総則（第三十八条・第四十五条）	第一節 総則（第三十八条・第四十五条）
第二節 役員及び職員（第四十六条・第五十条）	第二節 役員及び職員（第四十六条・第五十条）
第三節 業務等（第五十一条・第五十四条）	第三節 業務等（第五十一条・第五十四条）
第四節 雜則（第五十五条・第五十八条）	第四節 雜則（第五十五条・第五十八条）
第五章 罰則（第五十九条・第六十三条）	第五章 罚則（第五十九条・第六十三条）
附則	附則

（目的）	（電子計算機利用高度化計画）
第一条 この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要があり、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理を目的とするものを除く。）
第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。	一 情報処理の振興を図るために利用を特に促進する必要がある電子計算機
2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいいう。	二 情報処理の振興を図るために開発を特に促進する必要があり、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理を目的とするものを除く。）
3 この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。	三 第二項の規定は、第一項の指針の変更について前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

（電子計算機の連携利用に関する指針）	（情報処理安全確保支援士の業務）
第四条 主務大臣（電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）の行う事業を所管する大臣をいう。）は、その事業の分野に属する事業者が広く連携して当該事業の分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であり、かつ、適切であると認めるときは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。	第六条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他の事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。
第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者は、これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。	第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者は、これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。
（支援士試験事務規程）	第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。
3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士（欠格事由）	一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を行なうことができない者としている。
2 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、絏済産業省令で定める。	二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士試験事務規程が支援士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	四 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
（支援士試験の無効等）	五 経済産業省令で定める者
第六条 次の法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者	三 この法律の規定その他の情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

2	経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けたことができるものとすることができる。
3	機構は、支援士試験事務の実施に関する第一項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。
3	第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。
2	前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。
3	機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。 (機構がした処分等に係る審査請求)

2	機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。
3	第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。
2	前項の登録(以下単に「登録」という。)は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3	前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。 (情報処理安全確保支援士登録簿)
3	第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備える。
3	第十七条 経済産業大臣は、登録をしたときは、申請者に第十五条第一項に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。)を交付する。 (登録事項の変更の届出)
3	第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、そ

2	経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合に提出し、その訂正を受けなければならない。 (登録の取消し等)
2	情報処理安全確保支援士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
2	第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合に提出し、その訂正を受けなければならない。 一 第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
2	経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の場合に登録を取り消さなければならない。 一 第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めた場合に該当するに至つた場合
2	経済産業大臣は、登録がその効力を失ったときは、その登録を解除しなければならない。 (登録の消除)

2	経済産業大臣は、登録証の記載事項の変更を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 (登録事務の代行)
2	第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失ったときは、その登録を解除しなければならない。 (登録事務の変更等の手数料)
2	第二十一条 経済産業大臣は、登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 (登録事務の代行)
2	経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができるものとする。
2	第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができる。
2	第二十三条 機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらとの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。
2	第十条第二項、第十一项及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十二条」と、第十二条(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と読み替えるものとする。
2	機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。
3	第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、そ

4	第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。
4	第二十四条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 (信用失墜行為の禁止)
4	第二十五条 情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。情報処理安全確保支援士でなくなつた後においても、同様とする。 (秘密保持義務)
4	第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習(第二十八条において「機構の講習」という。)又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの(同条において「特定講習」という。)を受けなければならない。
4	第二十七条 情報処理安全確保支援士でない者は、機構の講習(第二十六条において「指針」という。)を定めるものとする。
4	第二十八条 この款に定めるもののほか、支援士は、情報処理安全確保支援士という名称を使用してはならない。
4	第二十九条 情報処理安全確保支援士試験、登録、機構の講習、特定講習その他のこの款の規定の施行に必要な事項は、経済産業省令で定める。 (経済産業省令への委任)
4	第三十条 経済産業大臣は、情報処理システムの運用及び管理に良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理(以下この条において単に「情報処理システム」といふ。)に関する指針(以下この条において単に「指針」といふ。)を定めるものとする。
4	指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
4	一 情報処理システムの運用及び管理に関する事項
4	二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
4	三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項
4	四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項
4	五 経済産業大臣は、指針を定めるに当たつては、我が国産業における情報処理システムの利用の状況及び情報処理技術の動向を勘案するものとする。
4	六 経済産業大臣は、指針を定めようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
4	七 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指針の変更について準用する。
4	八 基準に適合する事業者の認定
4	第九条第二項及び第十二条から第十四条まで

(認定の更新)

第三十二条 前条の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。(認定に関する事務)

第三十三条 経済産業大臣は、第三十一条の認定(前条第一項の更新を含む。)に関する事務(申請の受付、第三十一条の基準に適合するかどうかの審査その他これらに準ずるものとして經濟産業省令で定めるものに限る。第五十一条第二項において「認定審査事務」という。)を機関(報告の徴収)

第三十四条 経済産業大臣は、第三十一条の認定を受けた事業者(以下この章及び第五十一条第一項第九号において「認定事業者」という。)に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

第三十五条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十一条の經濟産業省令で定める基準に適合しなかつたとき。

二 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により第三十一条の認定又は第二項

経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、經濟産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。(助言及び指導)

第三十六条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

第三十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第二条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において「無担保保険」とい

う。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち

経済産業省令で定めるものに係るもの)をいう。

以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる

同法の規定については、これらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち

経済産業省令で定めるものに係るもの)をいう。

以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる

同法の規定については、これらの規定中

同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第四章 独立行政法人情報処理推進機構

第一节 総則

(この章の目的)

第三十八条 独立行政法人情報処理推進機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項について

は、この章の定めるところによる。

(名称)

第三十九条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。

(機関の目的)

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上の促進、情報処理に関する業務を行うことにより、情報処理の確保、情報処理システムの高度化を推進することを目的とする。

(中期目標管理法人)

第四十一条 機構は、通則法第二条第一項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四十二条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四十三条 機構の資本金は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百四十四号。以下「改正法」という。)附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

政府は、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第五十四条第一項の信託基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

五十一条第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第五十四条第一項の信託基金のそれぞれに充るべき金額を示すものとする。

(理事の任期)

第四十四条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第四十五条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第四十六条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十五条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第五十四条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名稱及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分について、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他第三者に対抗することができない。

2 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他第三者に対抗することができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十六条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第四十八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第四十九条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第四十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(理事会の任期)

第四十一条 理事会の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第四十二条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ことができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(理事会の任期)

第四十三条 理事会の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第四十四条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ことができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(理事会の任期)

第四十五条 理事会の任期は、二年とする。

(役員及び職員の地位)

第五十条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等
(業務の範囲等)

第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。

二 前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

三 情報処理サービス業者等（情報処理サービ

ス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証すること。

四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行なう者による技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証すること。

五 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保

六 サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

七 情報処理に関する調査を行い、及びその成

果を普及すること。

八 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）又は事業者（情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。）の依頼に応じて、運用及び管理を行う者者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理

の方法に関する調査研究並びにその成果の普及のための当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。

九 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力をを行うこと。

十 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査を行うこと。

十一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十七条の二に規定する調査を行うこと。

十二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四十七号）第十七条に規定する業務を行うこと。

十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第一百五条の二に規定する調査を行うこと。

十四 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八条号）第四十五条に規定する業務を行うこと。

十五 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務を行うこと。

十六 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八条号）第七十七条に規定する業務を行うこと。

十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による事務を行う。

三 機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

四 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

(区分経理)

五 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(出資者原簿)

第五十二条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務及びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資するものとする。

二 前項の信用基金は、経済産業省令で定めるとおり政府から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第四十三条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

三 前項の信用基金は、経済産業省令で定めるとおり、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額によう増加し又は減少するものとする。

(出資者原簿)

第五十五条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

一 出資者原簿には、第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

二 氏名又は名称及び住所

三 出資の引受け及び払込みの年月日

(出資者原簿)

第五十六条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第五十二条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第五十一条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したものと除く。）に係る各出資者並びに第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

二 前項の規定により第五十四条第一項の信用基

金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

(主務大臣等)

第五十七条 機構に係る通則法における主務大臣

及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

三 前項の規定により第五十四条第一項の信用基

金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

(出資者原簿)

第五十四条 機構は、第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借り入れに係る債務の

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第五十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百四十九号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

罰則

第五十九条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができる。

第六十条 第四十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

るは、「第一項並びに附則第四条の二」とす

る。

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行

する。

附 則 (昭和四六年三月三一日法律第一

八号) 抄

(施行期日) (昭和五七年四月一六日法律第二

八号) 抄

(施行期日) (昭和五七年十月一日から施行

する) 1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行

する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

八号) 抄

(施行期日) (昭和五八年一二月二日法律第七

八号) 抄

行為」という。) 又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされないものとされる。改定等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一條 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日

附 則 (平成一四年一二月一一日法律第一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月五日から施行する。ただし、次条並びに附則第十一条、第十三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとなる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三〇号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、目次の改正規定、第一条の改正規定、第二章の章名の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定及び第四条第一項の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第一条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月五日から施行する。ただし、主務大臣は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前に情報処理振興事業協会に対してされた出資は、改正後の第三十条第一項の信託基金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前に情報処理振興事業協会の解消の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産(次に掲げる業務に係るものと除く。)の価額(この法律による改正前の情報処理の促進に関する法律(以下「旧情報処理促進法」という。)第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前に情報処理振興事業協会の解消の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年五月一日法律第四四号) 抄

(施行期日)

設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

一 旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号

から第三号までに掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

二 旧情報処理促進法第二十九条第一項第四号

から第六号までに掲げる業務

三 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。）第七条第

二号の教材を開発する業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

四 新事業創出促進法附則第十五条の規定によ

り、その経理についてなお從前の例によるこ

とどされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

五 新事業創出促進法附則第十五条の規定によ

り、その経理についてなお從前の例によるこ

とどされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

六 新事業創出促進法附則第十五条の規定によ

り、その経理についてなお從前の例によるこ

とどされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

七 新事業創出促進法附則第十五条の規定によ

り、その経理についてなお從前の例によるこ

とどされた旧地域ソフトウェア法第七条第一

号の規定による出資の業務

八 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項の規定により機構が協会の権利及び義

務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時（以下「解散時」という。）までに政

府及び政府以外の者から協会に対して第六項第

一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な

資金に充てるべきものとして出資された額は、

それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

10 協会の解散については、旧情報処理促進法第

四十一条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

11 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（旧特別勘定の清算）

第三条 前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に

おける旧情報処理促進法第三十四条の二に規定する特別の勘定に属する資産の価額から負債する金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の成立に際し、機構が同条に規定するプログラム作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負

債として整理するものとする。

2 機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

（協会の資産の承継に伴う出資金の取扱い）

第四条 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、その承継

した資産及び負債のうち同条第六項第一号に掲

げる業務に必要な資金に充てるべきものとし

て出資された出資金のうち、政令で定める日

（以下「特定日」という。）前に出資されたもの

については、附則第六条第一項に規定する特定

日以後に出資されたものについては、その

金額に相当する金額がこの法律による改正後の

情報処理の促進に関する法律（以下「新法」と

いう。）第二十一条第一号に掲げる業務に必要

な資金に充てるべきものとして出資されたもの

とする。

2 附則第二条第一項の規定により機構が協会の

権利及び義務を承継したときは、解散時までに

政府から協会に対して同条第六項第三号に掲

げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出

資された出資金は、附則第七条第一項に規定す

る地域ソフトウェア教材開発承継勘定に整理す

るものとする。

（承継業務）

第五条 機構は、附則第二条第一項の規定による

協会の解散の日から起算して四年を超えない範

囲内において政令で定める日までの間、新法第

二十条に規定する業務のほか、旧情報処理促進

法第二十八条第一号に掲げる業務（これ

に要する費用を特定日前に政府が産業投資特

別会計から出資された額は、

それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府

以外の者から機構に出資されたものとする。

10 協会の解散については、旧情報処理促進法第

四十一条第一項の規定による残余財産の分配は、

行わない。

11 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（旧特別勘定の清算）

第三条 前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に

おける旧情報処理促進法第三十四条の二に規定

する特別の勘定に属する資産の価額から負債する

金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の

成立に際し、機構が同条に規定するプログラム作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負

債として整理するものとする。

2 機構は、前項の規定により負債として整理す

るものとされた額を同項の各出資者に対し、そ

の出資額に応じて分配するものとする。

（特定プログラム開発承継勘定）

第六条 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、その承継

した資産及び負債のうち同条第六項第一号に掲

げる業務（これに要する費用を特定日前に政府

が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

に係るもの並びに特定プログラム開発承継業務

に関する経理については、その他の経理と区分

し、特別の勘定（以下「特定プログラム開発承

継勘定」という。）を設けて整理しなければな

らない。

2 機構は、特定プログラム開発承継業務を終え

たときは、特定プログラム開発承継勘定を廃止

するものとし、その廃止の際特定プログラム開

發承継勘定についてその債務を弁済してなお残

余財産があるときは、当該残余財産の額に相当

する金額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、前項の規定により特定プログラム開

發承継勘定を廃止したときは、その廃止の際特

定プログラム開発承継勘定についてその債務を弁済

してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならぬ。

（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）

第七条 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、その承継

した資産及び負債のうち同条第六項第三号に掲

げる業務に係るもの並びに地域ソフトウェア教

材開発承継業務に関する経理については、その

他の経理と区分し、特別の勘定（以下「地域ソ

フトウェア教材開発承継勘定」という。）を設

けて整理しなければならない。

2 機構は、地域ソフトウェア教材開発承継業務

を終えたときは、地域ソフトウェア教材開発承

継勘定を廃止するものとし、その廃止の際地域

ソフトウェア教材開発承継勘定についてその債

務を弁済してなお残余財産があるときは、当該

残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しな

ければならない。

（地域事業出資業務勘定）

第八条 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、附則第十

条の規定による改正前の新事業創出促進法附

則第十五条の規定によりその経理についてな

る。従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次項において「地域事業出資業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により機構が地域事業出資業務勘定の経理を行う場合には、新法第二十二条第四項中「前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）」を設けて整理しなければならない。

3 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、「第一号勘定」とあるのは、「前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）」及び改正法

附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」とあるのは、「改正法附則第八条第二項の規定において読み替えられた第四項」とする。

（信用基金の承継）

第九条 附則第二条第一項の規定により機構が協

会の権利及び義務を承継したときは、機構が承

継した旧情報処理促進法第三十条第一項の信用

基金に係る資産の価額（旧情報処理促進法第三

十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に

充てることを条件として政府以外の者から出え

んされた金額に相当する金額を除く。）から負

債の金額を差し引いた額（以下「信用基金純資

産額」という。）に相当する金額は、機構の設

立に際し政府及び政府以外の者から機構に新法

第二十三条第一項の信用基金に充てるべきもの

として出資されたものとする。

2 前項の規定により機構に出資されたものとさ

れた金額及び附則第二条第二項の規定により国

が承継する資産（旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に係るものに限る。）の価額の

合計額に、旧情報処理促進法第三十条第一項の

信用基金に充てるべきものとして政府及び政府

以外の者から出資された金額に対する政府以外の

者の持分の割合を乗じて得た額に相当する金

額（その金額が当該持分に係る出資額を超える

ときは、当該出資額に相当する金額）は、当該

出資額を充てることを条件として政府以外の

者の持分の割合を乗じて得た額に相当する金

額（その金額が当該持分に係る出資額を超える

ときは、当該出資額に相当する金額）は、当該

出資額を充てることを条件として政府以外の

者の持分の割合を乗じて得た額に相当する金

額（その金額が当該持分に係る出資額を超える

二十三条第一項の信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

第十一条 新法第二十三条第一項の信用基金に係る政府以外の出資者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、同項の信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における信用基金純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に相当する金額）により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資金を減少するものとする。

(日本情報処理開発協会からの引継ぎ)

第十二条 昭和四十二年十二月二十日に設立された財団法人日本情報処理開発協会（以下「開発協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現に開発協会が有する権利及び義務のうち、平成十四年十月一日現在における開発協会の寄附行為第四条第八号に掲げる事業及び第十号に掲げる事業であつて旧情報処理促進法第六条第二項に規定する試験事務に係るもの（以下「引継事業」という。）の遂行に伴い開発協会に属するに至つたものを機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴い開発協会に属するに至つた権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

(主務大臣等)

第十三条 この法律の施行の日前における機構の設立に関する手続については、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。
(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお從前の例によることとさ

れる事項に係るこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

又は國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日のいづれか遅い日

附 則 **(平成一六年六月一八日法律第一号)** **抄**

(施行期日) **二六号** この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **(平成一七年四月一三日法律第三号)** **抄**

(施行期日) **二七号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成一八年一二月一五日法律第一〇九号)** **抄**

(施行期日) **一〇九号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成一九年三月三一日法律第二三号)** **抄**

(施行期日) **二三号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成一九年四月一一日法律第一四号)** **抄**

(施行期日) **一四号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二〇年一二月一一日法律第一七号)** **抄**

(施行期日) **一七号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二一年二月一一日法律第一〇九号)** **抄**

(施行期日) **一〇九号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二二年五月二八日法律第三七号)** **抄**

(施行期日) **三七号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二三年五月二九日法律第三八号)** **抄**

(施行期日) **三八号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二四年六月一一日法律第一一〇号)** **抄**

(施行期日) **一一〇号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二五年六月二一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二六年六月一三日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二七年四月一一日法律第一二九号)** **抄**

(施行期日) **一二九号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 **(平成二八年四月一一日法律第一三〇号)** **抄**

(施行期日) **一三〇号** この附則に規定するもののほか、機

構の設立に伴い必要な経過措置その他の行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

三百八十二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二二年五月二八日法律第三七号)** **抄**

(施行期日) **三七号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二三年五月二九日法律第三八号)** **抄**

(施行期日) **三八号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二四年六月一一日法律第一一〇号)** **抄**

(施行期日) **一一〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二五年六月二一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二六年六月一三日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二七年四月一一日法律第一二九号)** **抄**

(施行期日) **一二九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二八年四月一一日法律第一三〇号)** **抄**

(施行期日) **一三〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二九年四月一一日法律第一一〇号)** **抄**

(施行期日) **一一〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二〇年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二一年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二二年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二三年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二四年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二五年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二六年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二七年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二八年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二九年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二〇〇〇年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二〇〇一年四月一一日法律第一二〇号)** **抄**

(施行期日) **一二〇号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成二〇　二年四月一一日法律第一一九号)** **抄**

(施行期日) **一一九号** この法律の施行に關し必要な経過措置を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

